

株主各位

証券コード 4017
2024年5月7日

東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号
株式会社クリーマ
代表取締役社長 丸林耕太郎

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.creema.co.jp/ir>



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4017/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「クリーマ」又は「コード」に当社証券コード「4017」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年5月22日（水曜日）当社営業時間終了時刻（午後6時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月23日（木曜日）午後2時
2. 場 所 東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号 住友不動産原宿ビル8階
株式会社クリーマ本社 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第15期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役3名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
② 計算書類の「個別注記表」

当該書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部です。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、本招集ご通知1頁記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎株主総会の運営・会場に変更が生じた場合は、本招集ご通知1頁記載の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

事業報告

(2023年3月 1日から)
(2024年2月29日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループでは、「まるくて大きな時代をつくろう」を企業理念に、その実現に向けた第一弾の事業として、クリエイターエンパワーメント事業を推進しております。

日本ならびに中国語圏におけるグローバルハンドメイドマーケットプレイス「Creema(クリーマ)」に加え、「Creema」と連携可能な唯一のネットショップ開設サービス「InFRAME」の運営を行うマーケットプレイスサービス、「Creema」のプラットフォームを活用し、出店クリエイター・企業・地方公共団体のマーケティング支援を行うプラットフォームサービス、日本最大級のクリエイターの祭典「HandMade In Japan Fes'(東京ビッグサイト)」等の大型イベントを展開するイベントサービス、さらには、クリエイターの創造的な活動を応援することに特化したクラウドファンディングサービス「Creema SPRINGS」、人気アーティストのレッスン動画プラットフォーム「FANTIST」等、クリエイターの活動を支援するサービスを様々な角度から展開し、まだ見ぬ巨大なクリーマ経済圏の確立と、クラフトカルチャーの醸成に力を注いでおります。

マーケットプレイスサービスにおいては、入園入学といったライフイベントや、母の日やクリスマス等の季節のトレンドを捉えた各種マーチャンダイジング・キャンペーン施策を開発する等、クリエイター作品の魅力を訴求する様々な企画を実施しました。また「Creema」のユーザーインターフェース改善、検索機能の拡充、インフラ基盤の強化をはじめ、プロダクト面においても多面的な強化を推進しました。さらに、「Creema」及びハンドメイドマーケットプレイス市場の認知拡大を目的に、前期より今期3月にかけてTVCMを複数回放映してきましたが、並行してデジタルマーケティングの改善によるROASの向上にも取り組み、当該サービスの広告宣伝や販売促進に係るプロモーション費用を前年同期比57%まで大幅に圧縮することができました。加えて、日本最大のハンドメイドマーケットプレイス「Creema」と連携可能な唯一のネットショップ開設サービス「InFRAME」を2024年1月末にリリースしました。一方で、前期に大規模に実施していたTVCM効果の反動に加え、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う外出需要の追加拡大（リオープニング）による影響が想定以上に大きかったことも重なり、マーケットプレイスサービスの流通総額は165.8億円（前期比99%）、売上高は1,602,840千円（前期比98%）で着地し、僅かに前年実績を下回る結果となりました。なお、当連結会計年度におけるクリエイター数は約27万人、登録作品数は約1,769万点、スマートフォンアプリのダウンロード数は約1,481万回を突破し

ております。

プラットフォームサービスにおいては、「Creema」のプラットフォームならびにユーザー基盤を活用した企業・地方公共団体向けのPR支援を行う外部広告サービスにて、大手商業施設とコラボレーションしたクラフトイベントの開催や、海洋プラスチックごみの一因となる“廃棄漁網”をアップサイクルするSDGsプロジェクトの実施、地方自治体と連携した各種地方創生プロジェクト等、当社にしかできない様々なPR企画をクライアントに対し提案・実現してきました。また、クリエイターが自身の作品を「Creema」上でプロモーションできる内部広告サービスでは、広告サービスの利用者数を増加させるべく、プロダクトの改善とその普及に努めました。その結果、プラットフォームサービスの売上高は683,592千円（前期比108%）での着地となっております。

イベントサービス（旧イベント・ストアサービス）においては、2023年7月22日・23日、及び2024年1月13日・14日に、日本最大級のクリエイターの祭典「HandMade In Japan Fes'」を開催し、多くのクリエイター・来場者の方々にご参加いただき、コロナ前の全盛時に近い水準にまで活況を取り戻すことができました。一方で、前期には、2023年1月をもって全店閉店となったストアサービス（Creema Store）の売上が計上されていたこと、また今年度の開催を見合わせた音楽とクラフトの野外フェスティバル「Creema YAMABIKO FES」の売上も計上されていたこと等から、今期はその売上分の下方圧力があり、売上高は141,658千円（前期比69%）で着地いたしました。なお、今年度の開催を見合わせた「Creema YAMABIKO FES」については、来年度の2024年3月16日・17日に、時期・会場を変更して開催いたしました。

当社グループの中長期的な成長を企図し、戦略的な先行投資を拡大している新サービス群では、クリエイターやものづくり事業者の創造的な活動を応援することに特化したクラウドファンディングサービス「Creema SPRINGS」において、引き続き多様なプロジェクトが起案され、その多くが目標支援金額を達成しております。また、クリエイターがレッスン動画を販売する動画プラットフォーム「FANTIST」においては、参加クリエイター数・出品動画数ともに順調に成長していることに加え、初学者向けに体系的なレッスンを提供するコースレッスン動画も順調に拡張いたしました。結果として、売上高は80,872千円（前期比255%）と大幅な成長を続けています。これら全てのサービスを連携させることにより、ユーザー価値の最大化を図ると同時に、当社グループのサービスの認知度向上及び市場の拡大、クリーマ経済圏の確立に取り組んで参りました。

その結果、当連結会計年度における全社業績については、売上高は前年同期比100%となる2,508,966千円で着地いたしました。また、期初開示の通り、今期は新規事業領域及びシステム領域への成長投資を継続、拡大させておりますが、営業利益は41,436千円（前期から427,083千円の増益）、イベントサービスやプラットフォームサービスに係る補助金収入が計上された関係で経常利益は68,923千円（前期から453,640千円の増益）、直近の事業計画を

踏まえ、繰延税金資産を計上した関係で親会社株主に帰属する当期純利益は79,143千円（前期から487,462千円の増益）となり、いずれも前年同時期との比較では大幅な増益となっています。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金拡充のため、2023年4月、金融機関より長期借入金として400,000千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第12期 (2021年2月期)	第13期 (2022年2月期)	第14期 (2023年2月期)	第15期 (当連結会計年度) (2024年2月期)
売上高(千円)	2,062,479	2,294,800	2,500,071	2,508,966
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	204,796	363,418	△384,716	68,923
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	178,368	230,692	△408,318	79,143
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	35.48	34.53	△60.85	11.76
総資産(千円)	3,694,261	3,889,683	3,433,488	3,588,127
純資産(千円)	1,081,829	1,320,373	919,405	1,000,326
1株当たり純資産(円)	162.31	197.21	136.70	148.47

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数より、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2020年9月3日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っております。第12期（2021年2月期）の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を前連結会計年度の期首から適用しており、2023年2月期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第12期 (2021年2月期)	第13期 (2022年2月期)	第14期 (2023年2月期)	第15期 (当事業年度) (2024年2月期)
売上高(千円)	2,048,824	2,279,724	2,480,741	2,483,862
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	202,314	409,190	△412,278	37,596
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	177,631	276,528	△458,636	47,951
1株当たり当期純利益又は 1株当たり純資産(円) 当期純損失(△)	35.33	41.39	△68.34	7.13
総資産(千円)	3,659,049	3,892,242	3,383,769	3,507,956
純資産(千円)	1,074,377	1,358,113	906,219	955,794
1株当たり純資産(円)	161.19	202.85	134.74	141.86

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数より、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2020年9月3日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っております。第12期（2021年2月期）の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を前事業年度の期首から適用しており、2023年2月期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
可利瑪股份有限公司	2,000千台湾ドル	100.0%	クリエイターエンパワーメント事業
株式会社FANTIST	5,000千円	100.0%	アーティストの作品及び動画販売を行うECプラットフォームサイトの運営等

(4) 対処すべき課題

2024年2月期においては、プラットフォームサービス（前期比108%）および、戦略投資を続いている新サービス群（前期比255%）が力強い伸長を継続し、全社成長を牽引しました。一方で、マーケットプレイスサービスにおいて、前年の2023年2月期に実施した大規模なTVCMの反動影響に加え、新型コロナウイルス感染症の5類移行（2023年5月）を境とする外出需要の更なる追加拡大（リオープニング）による反動影響が想定以上に大きく、「Creema」は厳しい環境下での事業運営となりました。結果として、当連結会計年度における流通総額は165.8億円（前期比99%）、売上高は1,602,840千円（前期比98%）となり、僅かながら前年を下回る結果となりました。しかしながら、そのような逆風の中にあってなお、年間の流通規模は165.8億円と引き続き業界No.1であることを前提に、国内ハンドメイドマーケット市場におけるマーケットリーダーとしてのポジションはより一層強固なものとなりました。また、イベントサービスにおいては、年2回開催した大型イベント（HandMade In Japan Fes'）は期初の予算以上の実績とはなったものの、前期には2023年1月をもって全店閉店となったストアサービス（Creema Store）の売上が計上されていたこと、また今年度の開催を見合わせた音楽とクラフトの野外フェスティバル「Creema YAMABIKO FES」の売上も計上されていたこと等から、今期はその売上分の下方圧力があり、当連結会計年度の売上高が141,658千円（前期比69%）となっています。

その結果、2024年2月期連結会計年度の連結売上高は2,508,966千円（前期比100%）となり、成長が横ばいとなりました。

一方で、コスト面においては、2024年1月末にリリースされたネットショップ開設サービスの「InFRAME」に係る開発投資など、中長期的な成長を企図した投資は大胆かつ計画通り継続しつつも、網羅的なコストコントロールに取り組み、当初の想定よりも大幅にコストを圧縮することができたことから、2024年2月期連結会計年度の営業利益は41,436千円（前期比427,083千円増）、経常利益は68,923千円（前期比453,640千円増）、当期純利益は79,143千円（前期比487,462千円増）となり、売上こそ前年比横ばいとなりますが、各利益についてはずれも大幅な増益となりました。

このような逆風にあってなお、売上規模の維持と利益の大幅成長を続ける中で、今後も当社が持続的かつ非連続的な成長を目指す上では、2025年2月期において、「マーケットプレイスサービスの成長」「利益率の改善」「新規事業の成長促進」の3つが当社の戦略課題になると考えています。

マーケットプレイスサービスは、当社のクリエイターエンパワーメント事業の中で、売上・利益の規模が最大、かつその他の事業成長に影響を及ぼす当社の中核サービスです。しかしながら、上述した通り、新型コロナウイルス感染症の5類移行（2023年5月）を境に外出需要が追加拡大（リオープニング）した反動影響と、2023年2月期に実施したTVCMを含む大規模プロモーションの反動影響が大きな下方圧力となり、「Creema」の流通総額はその成長率が一時的に鈍化しました。ただし、リオープニングによる反動影響も、TVCMの反動影響も、2025年2月期の第

2四半期までと想定されるため、マクロ/ミクロ環境とともに第3四半期以降は「Creema」の自力を発揮できる環境が整います。当社全体の成長、競争力の向上を実現するためにも、2025年2月期には、当該事業の再成長に注力する必要があります。

また、2024年2月期は、営業利益で前期比427,083千円増、当期純利益で前期比487,462千円増と、いずれも大幅増益となっています。一方で、利益率を見ると、最盛期の2022年2月期の営業利益率が14%、経常利益率が16%、当期純利益率が10%であるのに対し、2024年2月期の営業利益率は2%、経常利益率は3%、当期純利益率が3%に留まっています。このような利益率の変遷は、将来的な非連続的成長の実現に向けて、新規事業投資やM&A、プロモーションの拡大、外注人員の拡大による開発投資を増額し続けてきたことによるものですが、そのような成長投資を持続的かつ積極的に推進し続けるためにも、今一度当社の利益率を高め、適正利益を確保していく必要があると考えています。

さらに、急成長中のクラウドファンディングサービス「Creema SPRINGS」やレッスン動画プラットフォーム「FANTIST」に加え、2024年2月期末には、ネットショップ開設サービス「InFRAME」も「クリーマ経済圏」に新たに加わりました。いずれのサービスも、それ単体で十分な成長ポテンシャルを保持しているとともに、「クリーマ経済圏」全体の価値向上に寄与するものであると同時に、全てのサービスが高成長を継続しています。当社の将来の収益基盤強化のためにも、これら新サービスの成長を一層加速させるべく、引き続き戦略投資を継続する必要があります。

「Creema」の流通成長率が再成長軌道にのれば、その周辺事業としてサービス連動しているプラットフォームサービス（内部広告・外部広告等）や新サービス群（クラウドファンディング・レッスン動画プラットフォーム等）も連動して成長速度がさらに加速し、全社の売上が大きく増加します。また、並行してコストの適正化を進めることで、利益率が改善されれば、売上増加も相まって、キャッシュインフローが拡大し、拡大したキャッシュインフローから得た資金を、新規事業やM&Aに投資することで、次の収益の柱を育成し、より大胆に中長期ないし非連続的成長の足場を固めることができます。足元の売上が成長し、利益率・キャッシュフローの改善が行われれば、株主の方々への還元が可能となります。加えて、新規事業による将来的な収益向上が本格的に見込まれるタイミングになれば、尚更そのトレンドは高まると考えています。

これらを実現するため、2025年2月期には、「①マーケットプレイスサービスの成長に向けた顧客基盤の強化」「②コストの適正化、生産性向上による利益率の改善」「③新サービスへの成長投資」の3つを戦略の中心に据え取り組んで参ります。具体的には、①について、検索機能やユーザインターフェイスの大幅改善を始め、顧客の体験品質向上を目的に「Creema」プロダクトの磨き込みを継続して行って参ります。また、「Creema」と補完関係にある「InFRAME」の機能追加ならびに出店拡大戦略に注力し、クリエイターの方々により多くの販路を提供するとともに、「Creema」と「InFRAME」により多くの作品と利用者が集まる状態を構築し、マーケットプレイスサービス全体の価値を高めて参ります。その上で、一定のプロモーションコスト

を投下し、顧客価値・顧客満足度が一層高まった「Creema」をより多くの方々に体験してもらうことで、「Creema」の顧客基盤をより一層強固なものとし、来期以降の本格成長に向けた足場固めを行います。②については、コスト構成比の中でも割合の大きいプロモーション費について、前期同様、広告効率の改善に取り組み、効果は維持しつつも、金額は前年比で更に縮小させるとともに、次いで規模の大きい人件費・開発関連費および外注費についても抜本的な見直しを行い、組織の生産性を一層高めることで、まずは営業利益率を前期比3倍程度まで引き上げ、来期以降も必然的に利益率が向上していく体制構築を目指します。③については、「Creema SPRINGS」にて営業および編集強化を通じプロジェクトの数と質の更なる向上を進めます。また、「FANTIST」では、プラットフォームに相当量のレッスン動画が蓄積されてきたため、CRMを今まで以上に強化し、レッスン動画の購入率・購入回数・購入単価の改善を進めて参ります。最後に「InFRAME」は、リリース間もないこともあり、今期は機能追加およびプロモーションに集中し、流通・売上成長の先行指標となる登録者数・出品数を着実に増加させ、将来の飛躍に向けた足場を固めて参ります。

これら全ての施策を連携させながら、全体の顧客価値の最大化を図ると同時に、当社サービス及び市場の拡大、「クリーマ経済圏」の確立に取り組んで参ります。

(5) 主要な事業内容（2024年2月29日現在）

事 業 区 分	事 業 内 容
マーケットプレイス サービス	グローバルハンドメイドマーケットプレイス「Creema（クリーマ）」の企画、開発、運営
プラットフォームサービス	クリエイター向けPR支援サービス、法人向けPR支援サービス等、「Creema」というプラットフォームに紐づくサービスの企画、開発、運営
イベントサービス	「HandMade In Japan Fes'」等のクラフトイベントの企画、開発、運営

(6) 主要な営業所（2024年2月29日現在）

① 当社

本社	東京都渋谷区
----	--------

② 子会社

可利瑪股份有限公司	本社（台湾 台北市）
株式会社 FANTIST	本社（東京都渋谷区）

(7) 使用人の状況（2024年2月29日現在）

①企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前連結会計年度末比 増　減	平　均　年　齢	平　均　勤　続　年　数
80 (7) 名	7名減（増減なし）	35.53歳	3.53年

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平　均　勤　続　年　数
80 (7) 名	7名減（1名増）	35.53歳	3.53年

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年2月29日現在）

借　入　先	借　入　額
株式会社商工組合中央金庫	169,300 千円
株式会社りそな銀行	166,600
株式会社三井住友銀行	97,212
株式会社日本政策金融公庫	76,340
株式会社千葉銀行	8,330

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年2月29日現在）

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 23,904,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 6,733,100株 |
| ③ 株主数 | 2,523名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
丸林 耕太郎	1,939,900 株	28.81%
アニメマリズムグループ株式会社	445,000	6.61
大橋 優輝	424,000	6.30
SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合	206,900	3.07
グローバル・プレイン6号投資事業有限責任組合	185,900	2.76
KDDI新規事業育成2号投資事業有限責任組合	159,800	2.37
株式会社SBI証券	154,300	2.29
楽天証券株式会社	141,700	2.10
吉岡 裕之	137,000	2.03
JPMorgan証券株式会社	116,702	1.73

(注) 持株比率は自己株式(43株)を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

新株予約権の行使により、発行済株式の総数が12,000株増加しております。

なお、2024年2月末以降、新株予約権の行使により、発行済株式の総数が1,000株増加し6,734,100株となっております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日		2015年2月27日	2016年2月24日
新株予約権の数		4個	5個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 (新株予約権1個につき 1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり) 250,000円 250円	新株予約権1個当たり (1株当たり) 277,000円 277円
権利行使期間		2017年2月28日から 2025年2月26日まで	2018年3月1日から 2026年2月23日まで
行使の条件		(注)1、4	(注)1、3
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 2個 2,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 2個 2,000株 1名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 一個 一株 一名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 一個 一株 一名

		第8回新株予約権	第10回新株予約権		
発行決議日		2018年2月26日			
新株予約権の数		10個			
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 (新株予約権1個につき 1,000株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない			
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり) 290,000円 290円	新株予約権1個当たり (1株当たり) 312,000円 312円		
権利行使期間		2020年2月27日から 2028年2月25日まで			
行使の条件		(注)1、3			
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	4個 4,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	2個 2,000株 1名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名

		第12回新株予約権
発行決議日	2020年2月26日	
新株予約権の数	3個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき)	3,000株 1,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	336,000円 336円
権利行使期間	2022年2月27日から 2030年2月24日まで	
行使の条件	(注)2、3	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数
	社外取締役	1個 1,000株 1名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数

- (注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、執行役、監査役、顧問又は従業員であることを要する。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
2. 新株予約権の割当てを受けた者が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役、顧問又は従業員としての地位を失った場合、新株予約権を行使することができないものとする。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
3. (1)第5回新株予約権、第8回新株予約権、第10回新株予約権及び第12回新株予約権は、他の条件を満たした場合、上場日を基準として、以下の割合で累積的に行使することが出来るものとする。
- イ. 6か月経過後：3分の1
 - ロ. 1年6か月経過後：3分の1
 - ハ. 3年経過後：3分の1

- (2) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. (1) 第3回新株予約権は、他の条件を満たした場合、上場日を基準として、以下の割合で累積的に行使することが出来るものとする。
- イ. 6か月経過後：3分の1
 - ロ. 1年6か月経過後：3分の1
 - ハ. 2年6か月経過後：3分の1
- (2) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
5. 第3回新株予約権の、取締役1名が保有している新株予約権は、従業員として在籍中に付与されたものであります。
6. 2020年9月3日付で行った1株を1,000株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年2月29日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	丸林 耕太郎	子会社 可利瑪股份有限公司 董事長 子会社 株式会社FANTIST 取締役 アニマリズムグループ株式会社 代表取締役
取 締 役	大橋 優輝	イベント・ビジネスアライアンスディビジョン ゼネラルマネジャー 子会社 可利瑪股份有限公司 董事 子会社 株式会社FANTIST 取締役
取 締 役	唐木 信太郎	株式会社FOVE 代表取締役 FOVE.US CEO, Board of Director
常勤監査役	谷口 明彦	子会社 株式会社FANTIST 監査役
監 査 役	岡田 育大	株式会社フォレストバンク 代表取締役 山一興業株式会社 代表取締役 株式会社ゲンボク 代表取締役
監 査 役	柴田 千尋	株式会社プラッズジャパン 監査役 WED株式会社 監査役 サニーキャリア合同会社 代表社員

- (注) 1. 取締役唐木信太郎氏は、社外取締役であります。
 2. 柴田千尋氏の戸籍上の氏名は、坂本千尋であります。
 3. 監査役谷口明彦氏、監査役岡田育大氏及び監査役柴田千尋氏は、社外監査役であります。
 4. 監査役岡田育大氏及び監査役柴田千尋氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られる旨を定めること等により、当該社外取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の役員（（注）1）、執行役員、管理職従業員（（注）2）、社外派遣役員及び退任役員であり、保険料は当社が負担しております。

被保険者が負担することになる被保険者が行った行為（不法行為を含む）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担する賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。

ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由を設け、補填の対象外とすること等により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

- （注）1. 海外子会社については日本に所在する記名法人または記名子会社からの出向役員及び日本法人と海外子会社との兼務役員に限ります。
- 2. 当社の取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された執行役員以外の者をいいます。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社取締役会において、次のとおり取締役の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益を考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

当社の取締役の報酬は、原則、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととしております。ただし、各事業年度の業績が目標値を大幅に上回った場合には、賞与を支払う場合があります。

・基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月毎の固定報酬とし、役職、職責、在任年数に応じて同業他社水準、前事業年度の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して毎年5月に決定するものとしております。

- ・賞与の内容及び額の決定に関する方針（賞与を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の賞与は、金銭報酬とし、該当する期間の当社の事業が目標値を大幅に上回った場合に限り、事業年度終了後3ヶ月以内に、各事業年度の連結売上高・営業利益・当期純利益等の目標値に対する達成率等を加味した上で、その金額を確定させ、支払うこととしております。

- ・金銭報酬の額又は賞与の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

賞与は各事業年度の業績により大きく変動することから、取締役の種類別の報酬割合について定めておりません。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会で決議された総額の範囲内で、各取締役の役位、職責、当社の業績等を踏まえて、代表取締役社長が素案を作成し、これを踏まえて取締役会決議により決定するものとしております。

- ・その他重要な事項

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを取締役に付与するため、非金銭報酬としての株式付与や、業績と連動した報酬決定スキームなどを報酬制度に順次導入すべく、検討を進めて参ります。

ロ. 報酬等についての株主総会決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2020年2月26日であり、その内容は、取締役の報酬総額を年額150,000千円以内（うち、社外取締役分は年額3,000万円以内。使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬総額を年額20,000千円以内とするものであります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役2名）、監査役の員数は3名です。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容と当該内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社方針に従い、取締役会が、取締役の個人別の報酬等の内容の決定を行うこととされており、取締役会がかかる決定を行うにあたって、当該取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が前述の決定方針と整合していることを確認していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 取締役及び監査役の報酬等

区分	員数	報酬等の額	報酬等の種類別の額	
			基本報酬	賞与
取締役 (うち社外取締役)	3名 (1)	43,882 千円 (4,800)	43,882 千円 (4,800)	—
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	8,715 (8,715)	8,715 (8,715)	—
合計 (うち社外役員)	6 (4)	52,598 (13,515)	52,598 (13,515)	—

ホ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ヘ. 社外役員が親会社等若しくは親会社等の子会社等又は子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役唐木信太郎氏は、株式会社FOVEの代表取締役及びFOVE.USのCEO, Board of Directorであります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役谷口明彦氏は、株式会社FANTISTの監査役であり、株式会社FANTISTは当社の連結子会社であります。
- ・社外監査役岡田育大氏は、株式会社フォレストバンク、山一興業株式会社及び株式会社ゲンボクの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役柴田千尋氏は、株式会社ラップジャパン及びWED株式会社の監査役並びにサニーキャリア合同会社の代表社員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

口. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
社外 取締役	唐木 信太郎	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、インターネット業界における上場企業の取締役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。
社外 監査役	谷口 明彦	当事業年度に開催された取締役会15回全てに、監査役会12回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、リスク管理及び内部統制における豊富な専門知識と実務経験を活かし、適宜発言を行っております。
社外 監査役	岡田 育大	当事業年度に開催された取締役会15回全てに、監査役会全12回中11回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外 監査役	柴田 千尋	当事業年度に開催された取締役会15回全てに、監査役会12回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任した旨及びその理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a 当社及び子会社の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び規程類を遵守するとともに、経営理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。

b 当社の取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

c 当社の各部門責任者及び子会社担当部門責任者は、「コンプライアンス規程」に基づき部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。また、コンプライアンスの状況を、取締役、監査役及び各部門責任者並びに子会社担当部門責任者を構成メンバーとするリスク・コンプライアンス委員会及び統括マネジャー会議等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。

d 当社は、代表取締役社長直轄の内部監査担当者を選任し、各部門及び子会社の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、当社及び当社子会社における相談・通報を適正に処理するための仕組みとして内部通報制度（「ホットライン」）を構築し、運用するものとし、社外からの通報については、人事・総務ディビジョンを窓口として定め、適切に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a 当社は、取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議書取扱規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

b 当社の取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

c 当社は、子会社をして、当社に準ずる仕組みを導入させることにより、適切な文書の保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a 当社の取締役会は、「リスク管理規程」を制定し、それを子会社に共有することで、当社及び子会社のコンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の

様々なリスクに対処する。また、各種社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。

- b リスク情報等については、各部門責任者よりリスク管理担当者である人事・総務ディビジョンのゼネラルマネジャーを通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はリスク管理担当者が行うものとする。
- c 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- d 内部監査担当者は、当社の各部門及び子会社のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 当社は経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定と業務執行を可能とするために、取締役の員数を7名以内と定める。
- b 当社は取締役の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る観点から執行役員制度を採用する。
- c 当社は「取締役会規程」に基づき取締役会を原則として月1回定期的に、又は必要に応じて適宜臨時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。
- d 当社は、経営戦略の浸透及び各部門のタイムリーな現状報告、目標達成管理を目的とし、取締役、監査役及び各部門責任者並びに子会社担当部門責任者を構成メンバーとする統括マネジヤー会議を定期的に開催する。
- e 当社は「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議書取扱規程」を制定し、権限及び責任の明確化を図ることで迅速性及び効率性を確保する。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a 子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に協議するとともに、経営内容を的確に把握するために、所定の報告事項について定期的に報告を求める。
- b 子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社取締役会で協議し、決定する。

- c 当社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を子会社にも適用し、当社の子会社担当部門責任者が統括管理する。
 - d 子会社の監査については、当社の内部監査担当者が「内部監査規程」に基づき実施する。
 - e 当社は子会社との取引に際しては、原則として、他の顧客との同種取引と比較し、取引条件が同水準で妥当と言えるかを確認することで取引の適正性、金額の妥当性を検証する。また、取引の決定は子会社との特別の利害関係を有する役員を除く取締役会の決議にて承認する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の設置について、監査役の要請があった場合には、コーポレートディビジョン所属の使用人の中から適切な人員配置を速やかに行う。
 - b 監査役の職務を補助すべき使用人は、その指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - c 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重する。
- ⑦ 取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a 当社の取締役は、当社の監査役が出席する取締役会・経営会議等の重要な会議において、隨時重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況の報告を行う。
 - b 当社の取締役及び使用人、又は子会社の取締役、監査役及び使用人(以下、当社グループの役職員という)は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第直ちに、当社の代表取締役に報告する。ただし、仮に問題の対象が代表取締役である事案についてはその他の取締役に報告し、取締役も問題の対象の場合には人事・総務ディビジョン責任者に報告する。報告を受けた者は、当社グループの役職員からの報告状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
 - c 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。なお、監査役に対し、当該費用の効率性及び適正性への留意を求めるものとする。

⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a 当社グループの役職員は、監査役が当社事業の報告を求めた場合、又は監査役が当社の業務及び財産の状況を調査する場合はこれに協力する。
- b 内部監査担当者は、監査役と連携を図り、隨時情報交換を行うものとする。
- c 当社は、監査役が法律上の判断を必要とする場合には、隨時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど、必要な情報収集の機会を確保する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- b 人事・総務ディビジョンを反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- c 新規の取引に当たっては、反社会的勢力に関する情報を利用した取引先の属性調査を行い、反社会的勢力との関係を持たない体制を整える。また、取引の契約書に反社会的勢力排除条項を導入し、反社会的勢力との関係を遮断する体制を整える。
- d 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 法令遵守及び取締役の職務の執行について

「取締役会規程」に基づき、原則月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務遂行の状況を監督しております。

② リスク管理体制及びコンプライアンス管理体制

当社グループでは、「リスク管理規程」に基づき、経済的損失、事業の中止・停止、信用・ブランドイメージの失墜をもたらし、当社の経営理念、経営目標、経営戦略の達成を阻害する様々なリスクについて、リスク管理の最高責任者を代表取締役社長とし、人事・総務ディビジョンゼネラルマネジャーをリスク管理担当者としてリスクマネジメントの推進を行うこととしております。当社グループは小規模な組織であるため、リスク管理委員会はリスク・コンプライアンス委員会に包括しており、リスク管理の目的を明確にしたうえで、年間スケジュールを策定しています。具体的には、リスク情報の共有と対応策を議論することを目的に、四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会を開催しており、年間を通じて対応すべきリスクの発見・対策を実施しております。また、役員及び社員がリスクに関する情報を入手した場合は、リスク管理担当者へ迅速に連絡することとしており、その内容に応じて速やかに又は後日に取締役会に報告することとしております。また、リスク・コンプライアンス委員会にて組織的な対応の議論・検討を行っております。

また、当社グループは企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、「コンプライアンス規程」において、全役職員が「クリーマ行動規範」に従い、法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを周知徹底しております。そのためには、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、責任者である人事・総務ディビジョンゼネラルマネジャーと部門コンプライアンス担当者が協力をし、役職員を対象とした行動規範の理解促進、コンプライアンス意識の向上、及びコンプライアンスの実践を図るための教育・研修計画を策定し実施しております。また、四半期に1度の定例会議を通じて、関連業法の改変や社会情勢の変化に対する適切な対応の徹底を図っています。

③ 子会社管理体制

子会社の管理につきましては、当社の取締役及び社員を、子会社の取締役又は監査役として派遣し、業務の適正の確保を図っております。また、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における重要な経営情報については、適宜当社に報告されております。

④ 監査役の監査体制

当社は、社外監査役3名で構成される監査役会を設置しており、当期においては監査役会は12回開催しております。監査役はガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。常勤監査役は、取締役会への出席や、取締役・従業員・監査法人からの報告収受等法律上の権利行使の他、経営会議等の重要な会議への出席等実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。非常勤監査役は、取締役会への出席の他、それぞれの職務経験や専門的な見地より経営監視を実施していただくこととしております。なお、監査役会においては月次にて常勤監査役が日常で行っている監査結果について報告し、必要事項の決議を行っております。

また、内部監査担当及び監査法人と隨時情報交換や意見交換を行う等、密接な連携をとり監査機能の向上を図っております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、今後の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。株主への利益配分につきましては、経営の最重要課題の一つと位置付けておりますが、現在は成長過程にあると考えていることから、経営基盤の安定化を図るために内部留保の充実に注力する方針であります。内部留保資金は、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。数年後には、経営成績及び財務状態を勘案しながら株主への利益配分につき本格的に検討を開始しますが、配当実施の可能性及びその実施時期につきましては、現時点において未定であります。

なお、当社は剰余金の配当を行う場合には、期末配当の年1回を基本方針としており、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。また、期末配当の基準日は毎年2月末日、中間配当の基準日は毎年8月末日とし、このほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	3,296,897	流動負債	2,262,294
現金及び預金	2,632,228	1年内返済予定の長期借入金	192,276
売掛金	648,510	未払金	124,409
その他	16,159	未払費用	67,387
固定資産	291,229	未払法人税等	44,728
有形固定資産	21,517	前受金	77,775
建物及び構築物	18,696	預り金	1,638,614
工具、器具及び備品	15,936	ポイント引当金	12,153
減価償却累計額	△13,116	その他	104,948
無形固定資産	112,671	固定負債	325,506
ソフトウェア	112,671	長期借入金	325,506
投資その他の資産	157,040	負 債 合 計	2,587,800
敷金及び保証金	117,057	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	39,972	株主資本	1,000,131
その他	10	資本金	540,490
資 产 合 计	3,588,127	資本剰余金	1,961,610
		利益剰余金	△1,501,742
		自己株式	△228
		その他の包括利益累計額	△457
		為替換算調整勘定	△457
		新株予約権	652
		純 資 産 合 計	1,000,326
		負 債 純 資 産 合 計	3,588,127

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年3月 1日から)
(2024年2月29日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
売上高		2,508,966
売上原価		519,610
売上総利益		1,989,356
販売費及び一般管理費		1,947,919
営業利益		41,436
営業外収益		
受取利息	275	
為替差益	766	
預り金精算益	6,654	
補助金収入	23,476	
その他	3,140	34,313
営業外費用		
支払利息	6,826	6,826
経常利益		68,923
税金等調整前当期純利益		68,923
法人税、住民税及び事業税	29,752	
法人税等調整額	△39,972	△10,220
当期純利益		79,143
親会社株主に帰属する当期純利益		79,143

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年3月 1日から)
(2024年2月29日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	539,678	1,960,798	△1,580,886	△228	919,363
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	812	812			1,624
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			79,143		79,143
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	812	812	79,143	-	80,767
当連結会計年度末残高	540,490	1,961,610	△1,501,742	△228	1,000,131

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△610	△610	652	919,405
当連結会計年度変動額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				1,624
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				79,143
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	152	152	-	152
当連結会計年度変動額合計	152	152	-	80,920
当連結会計年度末残高	△457	△457	652	1,000,326

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	3,216,893	流動負債	2,226,656
現金及び預金	2,554,904	1年内返済予定の長期借入金	192,276
売掛金	644,069	未払金	122,001
前払費用	5,751	未払費用	66,486
その他	12,168	未払法人税等	44,658
固定資産	291,063	前受金	77,362
有形固定資産	21,351	預り金	1,611,867
建物	18,696	ポイント引当金	12,153
工具、器具及び備品	15,716	その他	99,849
減価償却累計額	△13,060	固定負債	325,506
無形固定資産	112,671	長期借入金	325,506
ソフトウェア	112,671	負 債 合 計	2,552,162
投資その他の資産	157,040	(純 資 産 の 部)	
関係会社長期未収入金	174,404	株主資本	955,142
貸倒引当金	△174,404	資本金	540,490
敷金及び保証金	117,057	資本剰余金	1,961,610
繰延税金資産	39,972	資本準備金	540,490
その他	10	その他資本剰余金	1,421,120
資 产 合 计	3,507,956	利益剰余金	△1,546,731
		その他利益剰余金	△1,546,731
		繰越利益剰余金	△1,546,731
		自己株式	△228
		新株予約権	652
		純 資 産 合 計	955,794
		負 債 純 資 産 合 計	3,507,956

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年3月 1日から)
(2024年2月29日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
売上高		2,483,862
売上原価		515,593
売上総利益		1,968,268
販売費及び一般管理費		1,890,463
営業利益		77,805
営業外収益		
受取利息	26	
預り金精算益	6,654	
業務受託料	13,798	
補助金収入	23,476	
その他	3,107	47,063
営業外費用		
支払利息	6,826	
貸倒引当金繰入額	80,348	
その他	97	87,271
経常利益		37,596
税引前当期純利益		37,596
法人税、住民税及び事業税	29,618	
法人税等調整額	△39,972	△10,354
当期純利益		47,951

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年3月 1日から)
(2024年2月29日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本剩余金			利益剰余金						
	資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	539,678	539,678	1,421,120	1,960,798	△1,594,682	△1,594,682	△228	905,567		
当期変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	812	812		812				1,624		
当期純利益					47,951	47,951		47,951		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	812	812	—	812	47,951	47,951	—	49,575		
当期末残高	540,490	540,490	1,421,120	1,961,610	△1,546,731	△1,546,731	△228	955,142		

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	652	906,219
当期変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)		1,624
当期純利益		47,951
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—
当期変動額合計	—	49,575
当期末残高	652	955,794

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月16日

株式会社クリーマ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大竹 貴也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 萬政 広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クリーマの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クリーマ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため

に、監査に関する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月16日

株式会社クリーマ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	大竹 貴也
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	萬政 広
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クリーマの2023年3月1日から2024年2月29日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではない

が、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するためには、監査に関する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当、及びその他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するため必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月17日

株式会社クリーマ 監査役会

常勤社外監査役 谷 口 明彦	印
社 外 監 査 役 岡 田 育大	印
社 外 監 査 役 柴 田 千尋	印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する当社の株式数
1	丸林耕太郎 (1979年7月31日)	2004年4月 (株)セプテニ 入社 2006年10月 (株)セプテニクロスゲート 転籍 2009年3月 赤丸ホールディングス(株) (現 当社) 設立、代表取締役社長 (現任) 2016年5月 子会社 可利瑪股份有限公司 設立、 董事長 (現任) 2020年2月 アニマリズムグループ(株) 設立、 代表取締役 (現任) 2021年4月 子会社 株式会社FANTIST 取締役 (現任)	1,939,900株
2	大橋優輝 (1980年1月15日)	2002年4月 (株)ゴールドクレスト 入社 2009年3月 当社 入社 2015年6月 当社 取締役 イベント・ストアディビジョン ゼネラルマネジャー 2016年5月 子会社 可利瑪股份有限公司 董事 (現任) 2017年3月 当社 取締役 イベント・ビジネスアライアンスディビジョン ゼネラルマネジャー (現任) 2021年4月 子会社 株式会社FANTIST 取締役 (現任)	424,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する当社の株式数
3	唐木信太郎 (1978年6月1日)	2001年4月 (株)セプテニ 入社 2005年1月 (株)セプテニクロスメディア事業部 部長 2006年10月 (株)セプテニクロスゲート 代表取締役社長 2012年1月 (株)セプテニ・ホールディングス 取締役経営企画部長 2019年5月 Leapmind(株) 取締役COO 2020年3月 当社 社外取締役（現任） 2021年2月 (株)FOVE 代表取締役（現任） 2021年2月 FOVE.US CEO, Board of Director（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 唐木信太郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 唐木信太郎氏を社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要は、株式会社セプテニ・ホールディングスでの経験を中心に、経営に関する豊かな経験と幅広い見識を有しており、引き続き当該知見を活かして経営全般に専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。
4. 唐木信太郎氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年2か月となります。
5. 当社は、唐木信太郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者が行った行為（不法行為を含む）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担する賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、唐木信太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	たに ぐち あきひこ 谷 口 明彦 (1955年11月27日)	1978年4月 三菱電機(株) 2002年4月 NEC三菱電機ビジュアルシステム(株) 国内事業部 副事業部長 2005年4月 三菱電機(株) 京都製作所 副所長 2006年10月 三菱電機ホーム機器(株) 取締役営業部長 2008年6月 三菱電機(株) 監査部 2013年4月 三菱電機照明(株) 常勤監査役 2017年4月 菱馬テクニカ(株) 業務部長 2020年4月 当社 常勤監査役（現任） 2021年4月 子会社 (株)FANITST 監査役（現任）	一株
2	おか だ いく ひろ 岡 田 育 大 (1980年2月8日)	2002年4月 中央青山監査法人 2007年1月 公認会計士岡田育大事務所開設 2007年2月 (株)フォレストバンク 代表取締役（現任） 2007年10月 税理士登録、岡田育大税理士事務所開設 2008年9月 岡田興産(有) 取締役(現任) 2013年12月 (有)エナジーバンクマネジメント 取締役（現任） 2014年3月 山一興業(株) 代表取締役社長（現任） 2014年6月 (株)ゲンボク 代表取締役社長（現任） 2015年6月 当社 監査役（現任） 2019年6月 (株)電脳交通 監査役(現任)	3,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
3	しば　た　　ち　ひろ 柴田千尋 (1983年12月6日)	<p>2006年3月 有限責任監査法人トーマツ横浜事務所</p> <p>2011年2月 アクサ生命保険(株)</p> <p>2019年10月 神奈川県立かながわ労働プラザ指定管理者 外部評価委員</p> <p>2020年4月 横浜市外郭団体等経営向上委員</p> <p>2020年8月 (株)リプロセル 常勤監査役</p> <p>2021年5月 当社 監査役(現任)</p> <p>2021年11月 (株)プラップジャパン 監査役(現任)</p> <p>2022年7月 WED(株) 監査役</p> <p>2022年12月 サニーキャリア合同会社 代表社員 (現任)</p>	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 谷口明彦氏、岡田育大氏、柴田千尋氏は、社外監査役候補者であります。
3. 柴田千尋氏の戸籍上の氏名は、坂本千尋であります。
4. 谷口明彦氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が内部統制・監査の実務に精通し、事業会社における常勤監査役を務めた経験を有しており、それらの経験及び知見を当社の社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。
5. 岡田育大氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が公認会計士として専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。
6. 柴田千尋氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は公認会計士の資格を有しており、また、アクサ生命保険株式会社及び株式会社リプロセルでの経験を中心に、内部監査業務・コンプライアンス業務等に関する豊かな経験と幅広い見識を有していることから、当社の監査全般に助言いただくことで監査体制がさらに強化できると判断したためであります。
7. 谷口明彦氏、岡田育大氏、及び柴田千尋氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、谷口明彦氏は【4年1か月】、岡田育大氏は【8年10か月】、柴田千尋氏は【2年11か月】となります
8. 柴田千尋氏は、2021年5月27日をもって、任期満了前に社外監査役を辞任により退任した、中林衣久恵氏の補欠として選任されております。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者が行った行為（不法行為を含む）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担する賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり

ます。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

10. 当社は、谷口明彦氏、岡田育大氏、及び柴田千尋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。当該3名が再任された場合は、当社は引き続き当該3名を独立役員とする予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号 住友不動産原宿ビル8階
株式会社クリーマ本社 会議室
TEL 03-6447-0105



交通 山手線「原宿駅」竹下口 徒歩7分
副都心線「北参道駅」2出口 徒歩6分
千代田線 副都心線「明治神宮前駅」5出口 徒歩9分